

富山労働局発表

平成30年12月25日

**【照会先】**

富山労働局 職業安定部 職業対策課  
課長 佐野 悌  
課長補佐 加藤 弘之  
地方障害者雇用担当 山岸 さとみ  
(電話) 076-432-2793

報道機関各位

## 平成30年地方公共団体及び地方独立行政 法人における障害者雇用状況の集計結果

富山労働局では、平成30年6月1日現在の地方公共団体の「障害者任免状況」並びに地方独立行政法人の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、国、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

### ◎ 集計結果の主なポイント

**【公的機関】**（法定雇用率2.5%、県教育委員会は2.4%）

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・ 県 : 雇用障害者数 101.5人（86.5人）、実雇用率 2.10%（1.81%）
- ・ 市町村 : 雇用障害者数 234.0人（218.0人）、実雇用率 1.92%（1.78%）
- ・ 県教育委員会 : 雇用障害者数 82.5人（73.0人）、実雇用率 1.34%（1.19%）

**【地方独立行政法人】**（法定雇用率2.5%）

○雇用障害者数は前年と同数、実雇用率は対前年で下回る。

雇用障害者数 3.0人（3.0人）、実雇用率 2.26%（2.33%）

（ ）は平成29年6月1日現在の値

## 集計結果（概要）

### 公的機関における在職状況

#### ◇ 富山県の機関（法定雇用率 2.5%）

富山県の機関（知事部局・企業局、警察本部）に在職している障害者の数は 101.5 人で、前年より 15.0 人増加しており、実雇用率は 2.10%と、前年に比べ 0.29 ポイント上昇した。

富山県の機関は、2 機関中 2 機関で未達成。

〔第 1 表参照〕

#### ◇ 市町村の機関（法定雇用率 2.5%）

市町村の機関に在職している障害者の数は 234.0 人で、前年より 16.0 人増加しており、実雇用率は 1.92%と、前年に比べ 0.14 ポイント上昇した。

市町村の機関は 27 機関中 10 機関で達成。

〔第 1 表参照〕

#### ◇ 県の教育委員会（法定雇用率 2.4%）

富山県教育委員会に在職している障害者の数は 82.5 人で、前年より 9.5 人増加しており、実雇用率は 1.34%と、前年に比べ 0.15 ポイント上昇した。

富山教育委員会は未達成。

〔第 2 表参照〕

### 地方独立行政法人における雇用状況

◇ 独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）の機関に雇用されている障害者の数は 3.0 人で、前年と同数であり、実雇用率は 2.26%と、前年に比べ 0.07 ポイント下降した。

〔第 3 表参照〕

第1表

1 地方公共団体の状況（法定雇用率2.5%の機関）

（平成30年6月1日現在）

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (注1)	② 障害者の数 (注3)	③ 実雇用率	③ 不足数 (注4)	備 考
県機関・市町村合計	17,009.5	335.5	1.97	93.5	
県機関合計	4,830.0	101.5	2.10	18.5	
富山県知事部局	4,419.5	95.5	2.16	14.5	特例認定あり(注5)
富山県警察本部	410.5	6.0	1.46	4.0	
市町村機関合計	12,179.5	234.0	1.92	75.0	
富山市	2,565.0	52.0	2.03	12.0	
高岡市	1,392.0	32.5	2.33	1.5	
魚津市	404.5	12.0	2.97	0.0	特例認定あり(注5)
氷見市	389.0	5.0	1.29	4.0	
滑川市	176.0	1.0	0.57	3.0	
黒部市	800.5	9.5	1.19	10.5	
砺波市	662.0	11.5	1.74	4.5	
小矢部市	334.5	8.5	2.54	0.0	特例認定あり(注5)
南砺市	767.5	17.5	2.28	1.5	
射水市	659.5	20.0	3.03	0.0	
上市町	359.5	5.5	1.53	2.5	
立山町	239.0	2.0	0.84	3.0	特例認定あり(注5)
入善町	158.0	4.0	2.53	0.0	
朝日町	341.0	6.0	1.76	2.0	(注6)
富山市上下水道局	192.5	5.5	2.86	0.0	
高岡市上下水道局	97.5	2.0	2.05	0.0	
富山市立富山市民病院	460.5	3.0	0.65	8.0	
富山地区広域圏事務組合	76.5	0.0	0.00	1.0	
富山市教育委員会	810.0	4.5	0.56	15.5	
高岡市教育委員会	316.0	8.0	2.53	0.0	
氷見市教育委員会	84.0	1.0	1.19	1.0	
滑川市教育委員会	81.0	0.5	0.62	1.5	
黒部市教育委員会	100.5	1.0	1.00	1.0	
砺波市教育委員会	251.0	10.5	4.18	0.0	
南砺市教育委員会	262.5	3.5	1.33	2.5	
射水市教育委員会	120.5	3.0	2.49	0.0	
上市町教育委員会	79.0	4.5	5.70	0.0	

第2表

2 地方公共団体の状況（法定雇用率 2.4%の機関）

（平成30年6月1日現在）

機 関 名	④ 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (注1)	⑤ 障害者の数 (注3)	③ 実雇用率	⑥ 不足数 (注4)	備 考
富山県教育委員会	6,175.5	82.5	1.34	65.5	

第3表

3 地方独立行政法人の状況（法定雇用率 2.5%の機関）

（平成30年6月1日現在）

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数 (注2)	② 障害者の数 (注3)	③ 実雇用率	③ 不足数 (注4)	備 考
公立大学法人 富山県立大学	133.0	3.0	2.26	0	

【各表に関する注記】

- 注1 「地方公共団体」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 注2 「地方独立行政法人」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 注3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注5 「備考」欄の都道府県又は市町村の「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定により、当該機関(B)に勤務する職員を当該機関(A)に勤務する職員とみなす特例が適用されているものである。

特例認定一覧（県知事部局・市町村）

認定地方機関 (A)	みなされることとなる機関 (B)
富山県知事部局	富山県企業局
魚津市	魚津市教育委員会
小矢部市	小矢部市教育委員会
立山町	立山町教育委員会

- 注6 朝日町においては、10月18日現在において、障害者数10.0人、実雇用率2.93%、不足数0.0人となっている。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |    |   |   |
|---------------|----|---|---|
| ○ 民間企業        | …… | 〔 | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]                   |
|               |    |   | (45.5人 [50人] 以上規模の企業)                         |
|               |    | 〕 | 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]                     |
|               |    |   | 〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体    | …… |   | 2. 5% [2. 3%]<br>(40人 [43.5人] 以上規模の機関)        |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …… |   | 2. 4% [2. 2%]<br>(42人 [45.5] 以上規模の機関)         |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること